

民間主導型経済時代における 経済運営のあり方

昭和 60 年 1 月

社団法人 関西経済同友会
経 済 政 策 委 員 会

1. 民間主導型経済構築の基本前提

— 官・民の役割分担の明確化 —

日本経済は二次にわたる石油危機を契機とする経済構造の激動期を経て抜群のパフォーマンスを示現し得たが、今後を展望すると、激しい構造変化のなかで良好なパフォーマンスを維持していくには、市場経済の機能低下を回避するための不断の努力が不可欠である。この場合とくに重要なのは、経済社会の構造変化への対応が常に遅れがちな行財政制度、政策パターンの見直しの必要性である。

その前提として、まず今後を展望した官民の役割に対する明確な認識を国民的合意として形成することが必要である。これに関するわれわれの基本的な考え方を集約すれば次の通りである。

- (1) 利潤原理が成立する分野の経済活動はすべて民間が独自で行う。
- (2) 公営の事業は利潤原理が働かない分野でかつ将来を展望して経済的、社会的に必要不可欠な政策課題を有する対象に限定する。
- (3) 行政は、民間のフェアにして自由な経済活動を保証する環境づくりに必要な最小限の範囲の介入にとどめる。

- (4) 民間が営む経済活動においても、行政が一定の役割を担う方がより効率的でかつ公正な運営が期待できる場合にのみ、民間からの要請に基づき官・民共同事業がありうる。この場合も官の役割は極力限定し、通常の経営は民間側に委ねる。

2. 民間経済活性化への対応

——求められる「インセンティブ型経済政策」の導入——

(1) 経済運営の世界的潮流

第二次石油危機後の各国経済運営をみると、民間経済の活性化を基本理念として明確に打出すと同時に、その実現のため大胆な政策を断行している事例が多い。具体的には、①ディレギュレーションの推進、②減税によるインセンティブ付与、③公営企業の民営化、等がその支柱であり、これらを組合わせた政策パッケージとして推進することが世界的潮流となっている。

(2) 「インセンティブ型経済政策」の積極的導入

今後のわが国経済の活性化のためには、市場メカニズムを重視しつつ民間の自由な経済活動に側面から刺激を与え、将来への展望を明確にさせる新たな政策の構築——すなわち「インセンティブ型経済政策」の積極的な導入こそ重要と考える。

その大綱は、①ディレギュレーションの具体化、②税制面か

らの対応、③長期的視野に基づく社会資本整備、の三点である。

(イ) ディレギュレーションの推進

現代の社会機構において規制体系が必要なことは当然であるが、問題は市場原理を活用すべき分野において旧時代の行政が残存し硬直化した部分が多いことであり、行政、民間双方における前向きな対応が求められる。

(a) 行政側の対応

第一は、経済・社会構造の変化に適合し、かつ規制当局相互間の不整合を除去した新しい規制体系に転換することである。

第二は、国際的な視野に立った規制体系への脱皮を図ることである。

第三は、時代の変化に耐え得る規制体系を常備するためのルールが必要である。

(b) 民間側の対応

第一は、自己責任原則に基づき、各企業が自ら企業倫理に則って社会的責任を完遂することが基本であり、民間相互間の問題は民間内で自主解決し、この面の行政依存体質からの脱却が必要である。

第二には、規制の残存を求める業界は、その理由を定期的に公表し、世論の合意を受ける必要がある。

(ロ) 税制面からの対応

今後の民間主導型経済においては、税制の政策的効果をより重視することが必要である。その課題として、①税負担の不公平を極力是正するとともに安定的な税収確保を図り、かつ②民間活力発揚のインセンティブとなりうる政策減税を実施するため、新たな税体系を構築する必要がある。

(ハ) 長期的視野に基づく社会資本整備

公共事業の分野においては、経済・社会構造の変化を展望した長期的視野に基づく社会資本整備が重要課題である。

今後の社会資本整備の対象は、民間の参加を求めつつ、①国土の有効利用と都市機能の活性化を目標とする都市再開発の促進、②学術、技術開発のビッグプロジェクトの推進、③情報・通信ネットワークの整備、に向けられるべきであろう。

3. 具体的政策プログラムの提言

以上の問題意識に立脚して、われわれは民間主導型経済時代における政策プログラムとして次の諸点を提言する。

(1) 規制緩和の推進母体と運営面のルールづくり

(イ) 総合的調整機関の設置

ディレギュレーションを円滑かつ早期に実行するためには、強力な実行力を備えた総合調整的推進母体が不可欠であり、

規制緩和推進担当大臣を座長とする「規制緩和推進専門閣僚会議」並びに民間人によって構成する座長諮問機関の設置を提言する。

(ロ) 規制検討プログラムの公表

規制による経済的・社会的摩擦を極力回避し、かつディスクローズされた公明なる規制運営を実現するため、「規制緩和推進専門閣僚会議」は全規制当局に対して、半年ごとに規制検討プログラムの策定と開示を義務づけるべきである。

(ハ) 再検討作業の制度化

経済・社会構造の実態に適合した規制体系を確保するために、予め適用期限の定めのない規制について10年ごとの再検討義務を課す法律を立法化するべきである。

(ニ) 克服すべき行政機構上の問題

ディレギュレーションの推進は、行政機構の構造的問題にも並行して手を付けねば十分な実効は期し難い。

そこで、今後の重要課題としてわれわれは、①現行の各省庁を政策立案部門と「規制」・「許認可」運営部門に分割した上で行政課題別に再編成する、②公務員の適性再配置、余剰人員の吸収策を講ずる、の二点を指摘しておきたい。

(2) インセンティブ型税制の活用

—— 直接税負担の軽減と新型間接税導入の検討 ——

(イ) 所得税減税の実施

①極度の累進税率のもとで家計の税負担が逐年累増している、②対外的にも、内需振興への政策姿勢を具体的に示すことが必要である、等の情勢のもとで、累進度の手直し、税率区分の単純化を含め中堅所得者層を中心とする所得税減税の緊要度はきわめて高い。

(ロ) 企業減税の実施

わが国企業のイノベーティブな活力発揚、国際競争力確保のためには、今後次の面において企業の税負担軽減が不可欠の要件である。

第一に、高すぎる法人税率の引下げが必要である。

第二は、経済構造の激しい変化にもはや適応し得なくなった固定資産法定耐用年数の思い切った短縮化と単純化を実施すべきである。

(ハ) 新型間接税導入の検討

今後の税制の基本的枠組を考えるにあたって、新たに新型間接税の導入を図ることが現実的である。ただし、新型間接税導入に対して、

①第一に、単なる帳尻合わせの財源対策としてではなく、

税負担の不公平是正をはじめとして抜本的な税制活性化の一環として行なうこと、

②第二に、新型間接税導入への国民の合意を得るには、行財政改革の徹底推進が不可欠であること、
の二点をとくに強調しておきたい。

(3) 都市再開発事業活性化のための行政の役割

(イ) 多数決原則の活性化

一部少数者の社会的圧力によって多数決原則が事実上通用しない現状を打開するため、合意の条件をさらに厳しく縛ったうえで、反対住民を多数決に従わせるためのシステムを確立する必要がある。

(ロ) 各種優遇措置の適用拡大

市街地再開発事業において、当事者に対して各種優遇措置が適用されるが、地元住民の説得を円滑に進めるために、同措置の適用対象を権利変換以前に転出した者にまで拡大すべきである。

(ハ) 事業内容変更等に対する許可事務の簡素化と弾力的対応

市街地再開発事業、同事業の内容変更等に際しては、膨大な事務手続が求められると同時に行政当局からの新たな条件が提案されるのが実態である。当該許可事務の簡素化と弾力的な対応が望ましい。

目 次

1. 民間主導型経済構築の基本前提 — 官・民の役割分担の明確化 — ……	1
2. 民間経済活性化への対応	
— 求められる「インセンティブ型経済政策」の導入 — ……	4
(1) 経済運営の世界的潮流 ……	4
(イ) ディレギュレーションの推進 ……	4
(ロ) 減税によるインセンティブ付与 ……	5
(ハ) 公営企業の民営化 ……	5
(2) 「インセンティブ型経済政策」の積極的導入 ……	6
(イ) ディレギュレーションの推進 ……	7
(ロ) 税制面からの対応 ……	8
(ハ) 長期的視野に基づく社会資本整備 ……	9
3. 具体的政策プログラムの提言 ……	11
(1) 規制緩和の推進母体と運営面のルールづくり ……	11
(イ) 総合的調整機関の設置 ……	11
(ロ) 規制検討プログラムの公表 ……	12
(ハ) 再検討作業の制度化 ……	12
(ニ) 克服すべき行政機構上の問題 ……	12
(2) インセンティブ型税制の活用	
— 直接税負担の軽減と新型間接税導入の検討 — ……	13
(イ) 所得税減税の実施 ……	13
(ロ) 企業減税の実施 ……	14
(ハ) 新型間接税導入の検討 ……	15
(3) 都市再開発事業活性化のための行政の役割 ……	15
(イ) 多数決原則の活性化 ……	15
(ロ) 各種優遇措置の適用拡大 ……	16
(ハ) 事業内容変更等に対する許可事務の簡素化と弾力的対応 ……	16

1. 民間主導型経済構築の基本前提

— 官・民の役割分担の明確化 —

民間主導による経済活性化は、20世紀最終局面を迎えつつある世界において自由体制下にある各国が期せずして志向しつつある潮流である。わが国においても、近年歴代政権のもと、行政改革、財政再建と表裏一体をなす「民間活力の導入」が最重要の政策課題として掲げられてきた。

この間、二次にわたる石油危機を契機とする経済構造の激動期を経て、日本経済は抜群のパフォーマンスを示現し得た。この原因はその初期段階において財政面からの内需拡大効果が多分に作用したとはいえ、基本的にはわが国産業システムの根底をなす企業の競争的体質、良好な労使慣行などの民間活力の集積に求められよう。

しかしながら今後を展望すると、技術開発の加速度的進行を背景とする経済のソフト化・情報化の進展、高齢化社会の出現等の激しい構造変化のなかにあって、わが国経済社会の良好なパフォーマンスを維持していくには、市場経済の機能低下を回避するための不断の努力が不可欠である。この場合とくに重要なのは、経済社会の構造変化への対応が常に遅れがちな行財政制度、政策パターンの見直しの必要性である。

戦後のわが国が現在の高度経済社会を実現する間の過程において、財政政策を中核として展開してきた経済誘導策と各分野での緻密な行政指導が果してきた役割と効果はきわめて大きかった。しかしながら反面、行政機構の肥大化、民間経済への過度な介入とその硬直化という歪みを残した。しかも、経済構造の加速度的変化と民間経済の自主運営力の高度化に伴って、既存の行財政制度・システムの存在理由が低下しつつあるのみならず、それが市場機能を阻害して経済パフォーマンスの低下をももたらしかねない懸念が顕在化している。このような状況のもとで経済活力を維持するためには、経済社会の構造変化への適用力を失った旧制度をスクラップ化し、未来志向型の新しい政策体系を構築しなければならない。その前提として、まず今後を展望した官民の役割に対する明確な認識を国民的合意として形成することが必要である。ましてや民間活力導入を単なる民間資金の吸引あるいは負担増と短絡させて利用しようとするご都合主義すらみられる昨今の風潮に照らし、その必要性はますます増大しているといえよう。

このような視点から、経済における官民の役割分担に対するわれわれの基本的な考え方を集約すれば次の通りである。

- (1) 利潤原理が成立する分野の経済活動はすべて民間が独自で行う。
- (2) 公営の事業は利潤原理が働かない分野でかつ将来を展望して

経済的、社会的に必要な政策課題を有する対象に限定する。またその政策的役割を終えた段階では可及的速やかに廃止するか、あるいは民営に移行する。

(3) 行政は公正な競争条件の確保等、民間のフェアにして自由な経済活動を保証する環境づくりに必要な最小限の範囲の介入にとどめる。

(4) 民間が営む経済活動においても、行政が一定の役割を担う方がより効率的でかつ公正な運営が期待できる場合にのみ、民間からの要請に基づき官・民共同事業がありうる。この場合の官の役割は、①先行的投資（呼び水の投資）、②利害、権利等の調整、にある。通常の経営は原則として民間側に委ねるのが望ましい。

2. 民間経済活性化への対応

—求められる「インセンティブ型経済政策」の導入—

(1) 経済運営の世界的潮流

第二次石油危機後の各国経済運営をみると、民間経済の活性化を基本理念として明確に打出すと同時に、その実現のため大胆な政策を断行している事例が多い。具体的には、①ディレギュレーションの推進、②減税によるインセンティブ付与、③公営企業の民営化、等がその支柱であり、これらを組合わせた政策パッケージとして推進することが世界的潮流となっている。

(イ) ディレギュレーションの推進

米国、英国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン等においてはディレギュレーションを推進し、民間に許容し得る限りの自由な経済活動を保証することを実行している。すなわち、市場メカニズムの再評価によって競争を促進し、企業家精神の高揚による産業のダイナミズム復活を図っている。

とりわけ、米国においては、1970年代後半以降金融、通信、運輸、エネルギー等のインフラストラクチャーの分野でディレギュレーションが果断に推進された。この結果、過渡期においては倒産、失業の発生等の摩擦現象が発生したものの、各分野において新規参入企業の大幅増加と競争激化を通

じて、価格の低下、サービスの向上がもたらされ、究極的には米国経済全般にわたる効率向上、物価安定、労働生産性向上、企業収益・個人所得の拡大など経済の活性化に寄与するところが大きかった。

(ロ) 減税によるインセンティブ付与

民間のイノベーティブな活力の発揚に対するインセンティブを付与するため、米国、英国においては減税が実行されている。

なかでも、米国における1981年経済再生租税法（Economic Recovery Tax Act 1981）に基づく企業投資減税（減価償却期間の単純・短縮化、投資税額控除の引上げ）の減税額は1982～84年度の三年間に約460億ドルに及んだとみられる大規模なもので、米国産業界では1983年以降投資意欲が急速に盛上り、合理化、技術開発を中心に設備投資の増加が経済の拡大と産業界の質的向上とを同時にもたらした。

(ハ) 公営企業の民営化

英国では政府による経営からイノベーティブな民間の経営に転換することによって、経営の効率化、国際競争力の強化を図るため、通信、運輸、エネルギー、航空機製造等の分野

において公営企業の民営化が進められている。この結果、これらの企業では、①ストライキの減少、②新規設備投資、人員削減による生産性の向上、③積極的な業務拡大、を通じて顕著な収益好転、サービス向上等の経営改善を実現したものが多い。

一方これとは逆に、フランスでは新たに金融、化学、非鉄、ガラス・建材、重電機、家電等の産業の国有化および国有化企業に対する財政（補助金の支出）、金融（国有化銀行による政策金融）両面からの大規模な支援が行われた。しかしその後の国有化企業の業績は、個々の企業によって差異はあるものの総じて悪化傾向にある。

経済活性化の手段を追求するに当って、このような英仏両国の対照的な政策路線による成果の格差はきわめて象徴的であるといえよう。

(2) 「インセンティブ型経済政策」の積極的導入

さて、上述のわが国経済のスタンディング及び世界の潮流に鑑み、今後のわが国経済の活性化のためには、行政の過剰な介入を除去して市場メカニズムを重視しつつ、加えて民間の自由な経済活動に側面から刺激を与え、将来への展望を明確にさせる新たな政策の構築 — すなわち「インセンティブ型経済政策」

の積極的な導入こそ重要と考える。

その大綱は、①ディレギュレーションの具現化、②税制面からの対応、③長期的視野に基づく社会資本整備、の三点である。

(イ) ディレギュレーションの推進

民間主導による経済の再活性化を図る上で最重要の課題は、ディレギュレーション（規制緩和）の果敢な実行である。同時にこれなくしては行財政改革の真の進捗はあり得ず、この両者はまさに表裏一体の関係にある。

現政権は発足以来、ディレギュレーションの実施を重点施策の一つとして掲げ国民的合意も得てきたが、その各論部分はほとんど実行に移されていない。もとより、現代の社会機構においてその健全な運営のための規制体系が必要なことは当然である。問題は市場原理を活用すべき分野において旧時代の行政が残存し硬直化した部分が多いことであり、これに対する行政、民間双方における前向きの対応が求められる。

(a) 行政側の対応

まず行政側の対応の第一は、高度成長期の体質が色濃く残存している現行の規制体系を抜本的に見直し、経済・社会構造の変化に適合し、かつ規制当局相互間の不整合を除去した新しい規制体系に転換することである。

第二は、国際的な視野に立った規制体系への脱皮を図ることである。もちろん規制には各国個有の事情が存在するが、国際化時代の規制は少なくとも国際常識に照らし合理的かつ説得力を持ったものでなければならない。

第三には、今後の経済、社会の急速な変化にも耐えうる規制体系を常に確保するためのルールが必要である。

(b) 民間側の対応

一方民間側の対応の第一として、民間経済活動においてはあくまで自己責任原則にもとづき、各企業が自ら企業倫理に則って社会的責任を完遂することが基本前提である。したがって業界間、業界と消費者間の調整問題も民間相互間で自主解決すべきであり、この面における行政依存体質からの脱却が必要である。

第二には、将来にわたって規制の残存を求める業界は、その理由を定期的に公表し、世論の合意を受ける必要がある。

(ロ) 税制面からの対応

民間活力を原動力とする経済の活性化を謳いながら、一方で税負担の加重を強いるのは、政策としてきわめて不整合である。先般の昭和60年度税制改正に当たっても、諸般の大き

な制約のもとでハイテク減税等前向きの施策への努力がみられたとはいえ、全体としては財源捻出を安易な企業増税に求めたことは遺憾であった。

また、従来の税体系を残存したままでの小手先の増税策は、単に財源確保の観点から限界にきているのみならず、より重大な問題として経済活性化という政策目標の達成を阻害する要因になりかねない。

過去の高度成長期の政策主導型経済においては、公共事業を中心とする財政支出増加による需要増発効果がきわめて大きかった。しかしながら、今後の民間主導型経済においては、税制の政策的効果をより重視することが必要である。

このような観点から、今後の課題は①税負担の不公平を極力是正して勤労者の不満感を払拭するとともに安定的な税収確保を図り、かつ②民間活力発揚のインセンティブとなりうる政策減税を実施すべきである。

このために、シャープ税制以来の税体系を根底から見直し、新たな税体系を再構築すべき時期にあるといえよう。

い) 長期的視野に基づく社会資本整備

民間経済主導時代において行政は量的には「小さな政府」となるが、質的にはむしろ政策のソフト化による高度にして

新たな役割が求められる。公共事業の分野においては、国際化、高度情報社会の出現、技術革新の進展等経済・社会構造の変化を展望した長期的視野に基づく社会資本整備が重要課題であろう。

この意味において、今後の社会資本整備の対象は、民間の参加を求めつつ、①国土の有効利用と都市機能の活性化を目標とする都市再開発の促進、②学術、技術開発のビッグプロジェクトの推進、③情報・通信ネットワークの整備、に向けられるべきであろう。

3. 具体的政策プログラムの提言

以上の問題意識に立脚して、われわれは民間主導型経済時代における政策プログラムとして次の諸点を提言する。

(1) 規制緩和の推進母体と運営面のルールづくり

(イ) 総合的調整機関の設置

ディレギュレーションを円滑かつ早期に実行するためには、強力な実行力を備えた総合調整的推進母体が不可欠である。

その具体案として、規制緩和推進担当大臣（特命事項担当大臣の兼務も一案）を座長とする「規制緩和推進専門閣僚会議」の設置を提言する。

同閣僚会議は座長の他、総務庁長官、内閣官房長官、経済企画庁長官を常任メンバーとし、その都度関係閣僚を加えたメンバーをもって構成する。任務としては、総合的な規制運営の検討、新規規制の点検及び既存規制の撤廃・改善に関し、規制当局相互間の調整に当たるとともに政府としての意志決定を行う。

また同閣僚会議の下には、民間人によって構成する座長諮問機関を置く。同機関は規制当局、業界の利害から独立した政策決定を実現するためのもので、任務は規制当局、業界、

消費者、海外からの要望、意見の取りまとめ及び実態調査を行ない、それに基づいて専門閣僚会議決定事項の答申案を作成することにある。

(ロ) 規制検討プログラムの公表

規制による経済的、社会的摩擦を極力回避し、かつディスクローズされた公明なる規制運営を実現するため、「規制緩和推進専門閣僚会議」は全規制当局に対して、新設を検討中あるいは再検討中の規制について半年ごとに規制検討プログラムの策定と開示を義務づけるべきである。

(ハ) 再検討作業の制度化

経済・社会構造の実態に適合した規制体系を確保するために、予め適用期限の定めのない規制について10年ごとの再検討義務を課す法律を立法化するべきである。

(ニ) 克服すべき行政機構上の問題

ディレギュレーションの推進は、規制そのものの見直しもさることながら真の難しさはそれが行政機構の改編とも不可分の問題という点にあり、行政機構の構造的問題にも並行して手を付けねば十分な実効は期し難い。

そこで、実現にはなお困難を伴うとしても、今後の重要課

題としてわれわれは次の二点を指摘しておきたい。

第一は、行政機構の抜本的な改編である。

タテ割り行政を是正し、横断的な総合調整的規制運用を実現するためには、現行の各省庁を政策立案部門と「規制」・「許認可」運営部門に分割し、各々を行政課題別に再編成する必要がある。

第二は、公務員の適正再配置、余剰人員の吸収策である。

ディレギュレーションの進行、各省庁の主管分野の成長跛行性に対応した絶対余剰公務員対策と適正再配置のために、各省庁相互間の流動的な人員移転の活性化策が検討されるべきである。

(2) インセンティブ型税制の活用

—— 直接税負担の軽減と新型間接税導入の検討 ——

(イ) 所得税減税の実施

所得税減税は、昭和60年度税制改正では見送られたが、国際的にも類例のない極度の累進税率のもとで中堅勤労者を中心に家計の税負担が逐年累増しており、このままでは近い将来において国民の勤労意欲の低下と経済活力の喪失を招く懸念が大きく、もはやこれを放置することはできない。また

対外的にも、今後の経済摩擦の激化を回避するため、内需振興への政策姿勢を具体的に示すことが必要である。

このような情勢のもとで累進の手直し、税率区分の単純化を含め中堅所得者層を中心とする所得税減税の緊要度はきわめて高い。

(四) 企業減税の実施

わが国企業の税負担率が国際的にみてきわめて高いことは議論の余地は小さいであろう。しかるに昭和60年度においても、一段の企業課税強化が打出されており、民間経済の活性化という政治課題に逆行した税制が続けられている。

わが国企業のイノベーティブな活力発揚、国際競争力確保のためには、今後次の面において企業の税負担軽減が不可欠の要件である。

第一に、高すぎる法人税率の引下げが必要である。差し当っては昭和59年度税制改正において安易な財源対策として引上げられた法人税基本税率(43.3%)を早急に元の水準(42%)に戻すべきである。

第二は、技術進歩の加速化、製品のライフサイクル短縮化など経済構造の激しい変化にもはや適応し得なくなった固定資産法定耐用年数の思い切った短縮化と単純化を実施すべき

である。

(イ) 新型間接税導入の検討

今後の税制の基本的枠組を考えるにあたって、経済活力の維持のために不可欠な上述の直接税負担軽減と並行して、新たに新型間接税の導入を図ることが現実的である。ただし、新型間接税導入に対するわれわれの認識として、

①第一に、単なる帳尻合わせの財源対策としてではなく、不公平税制の是正、税体系の簡素化、税務の効率化等抜本的な税制活性化の一環として行なうこと、

②第二に、新型間接税導入への国民の合意を得るには、ディレギュレーションの積極的実行等を通じた行財政改革の徹底推進が不可欠であること、

の二点をとくに強調しておきたい。

(3) 都市再開発事業活性化のための行政の役割

(イ) 多数決原則の活性化

市街地再開発事業における地元住民からの合意取得に関して法律は、3分の2以上の合意を要件としている（都市再開発法第14条は市街地再開発組合の設立に当って3分の2以上の同意を要件としている）。しかし問題は、少数反対者に

よる社会的圧力によって事実上全員同意がなければ計画の実行が不可能な点にある。そこでこの現状を打開して多数決原則を活性化するには、合意の条件をさらに厳しく縛り（例えば5分の4以上）、そのうえで反対住民を多数決に従わせるためのシステムを確立する必要がある。

(ロ) 各種優遇措置の適用拡大

市街地再開発事業において、当事者に対して公的金融機関（住宅金融公庫、日本開発銀行）の低利融資、税制上の特別措置等各種優遇措置が適用される。しかし、これらの措置の適用対象は、権利変換終了時まで地元にとどまった住民に限定され、それ以前の早期転出住民には適用されない。この点が地元住民説得が円滑に進まない要因の一つとなっており、同措置の適用を早急に早期転出住民にまで拡大する必要がある。

(ハ) 事業内容変更等に対する許可事務の簡素化と弾力的対応

市街地再開発事業の認可に当っては、膨大な事務負担を伴う。また事業が通常長期にわたるため、その間の経済・社会情勢の変化に対応した事業内容の変更を伴う場合が多く、その際にも大量の事務手続が求められると同時に、行政当局からの新たな条件が提案されるのが実態である。当該許可事務の簡素化と弾力的な対応が望ましい。

（以上）

昭和59年度 経済政策委員会常任委員会名簿

(敬称略)

委員長

西村	功	住友銀行	常務
----	---	------	----

副委員長

堀	比呂志	関西総合環境センター	常務
河内	淳郎	東洋紡エンジニアリング	監査役
七里	淳哲	サントリー	社長室長

常任委員

井筒	邦雄	大阪ガス	常務
井上	薫	大和銀行	総合企画室次長
大辻	真喜夫	竹中工務店	取締役
織田	恭輔	伊藤忠商事	大阪財務部長
川名	晃	日本開発銀行	大阪支店長
雑喉	利祐	アサヒビール	大阪広報室長
立元	正一	住友金属工業	取締役
道正	洋三	日本電気	理事・関西支社長
府川	和義	住友化学工業	調査部長
松下	滋	三和銀行	調査部次長
宮武	保義	清水建設	取締役・大阪支店長

経済政策委員会昭和 59 年度活動状況

4 月	27 日 正・副委員長会議
7 月	19 日 講演会 森ビル(株)常務 森 章 氏 「大型都市再開発の一事例 ——赤坂・六本木再開発——」
	26 日 講演会 公害等調整委員会委員 元第二臨調第三部会第一分科会主査 川 島 廣 守 氏 「民間経済活性化のための規制緩和のあり方と推進策」
9 月	18 日 講演会 (財)国民経済研究協会会長 竹 中 一 雄 氏 「新しい成長の時代と企業活性化の条件」 (企業経営委員会と共催)
	20 日 講演会 大阪大学教授 建 元 正 弘 氏 「行財政改革下における社会資本整備のあり方」
10 月	19 日 講演会 ネバダ大学教授 トーマス F. カーギル 氏 「アメリカの金融改革——その足どりと日本への教訓——」
	大阪大学教授 蠟 山 昌 一 氏 (コメンテーター) (企業経営委員会と共催)
11 月	14 日 講演会 公正取引委員会官房審議官 樋 口 嘉 重 氏 「諸外国における規制緩和の実態と方向」
12 月	28 日 常 任 委 員 会
60年 1月	9 日 幹事会報告、了承。

(注) 講師のお役職はご講演当時のものです。

